

ながくて ファミリー・サポート事業 利用料の無償化について

子育て世帯の負担軽減を図るため、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。それに伴い、ファミリーサポート事業についても利用料が無償になります（※上限があります）。

●無償化になる対象者●

① 保育の必要性がある（注1）と認定された子どもが利用する場合	② 預かりの事由で利用する場合 <u>（送迎のみの場合は無償の対象外です）</u>
①と②を満たし、かつ下記「利用している施設ごとの条件」が○又は△に該当する場合	

（注1）就労（月60時間以上）、母親の出産、疾病、疾病の介護、その他認可保育所等の利用と同様の事由を満たす場合

●利用している施設ごとの条件●

利用施設 \ 年齢	0～2歳児	3～5歳児
保育所等	×	×
幼稚園等	△（注2かつ注3）	△（注2）
認可外施設、未就園等	△（注3）	○

（注2）幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります。詳細は、各園にお尋ねください。

（注3）生活保護世帯又は住民税非課税世帯

●無償になる月額上限●

利用施設 \ 年齢	0～2歳児	3～5歳児
認可外施設、未就園等 ※他の認可外保育施設に係る利用料を合わせた上限額	45,700円	40,300円
幼稚園等 ※幼稚園等の預かり保育利用料及び他の認可外保育施設に係る利用料を合わせた上限額	17,700円	12,300円

●利用料無償にかかる手続き●

- ① 市役所に施設等利用給付認定の申請
- ↓
- ② （利用後）利用費の給付申請
- ↓
- ③ 請求に基づき支払い済みの利用料を市役所より支払い



お問い合わせ先 長久手市役所子ども家庭課（TEL0561-56-0633）
※申請については
長久手市役所子ども未来課（TEL0561-56-0615）